

平成 27 年度

豊中市包括外部監査結果報告書

一般会計等における委託契約に係る事務の執行について

【概要版】

豊中市包括外部監査人

公認会計士 玉置 寿子

目次

第1章 包括外部監査の概要	2
I. 包括外部監査の種類	2
II. 選定した特定の事件（テーマ）	2
III. 事件（テーマ）を選定した理由	2
IV. 包括外部監査の対象期間	3
V. 包括外部監査の対象となった部署	3
VI. 包括外部監査の方法	5
1. 監査の視点	5
2. 主な監査手続	6
VII. 包括外部監査の実施期間	6
VIII. 包括外部監査補助者	6
IX. 利害関係	6
第2章 包括外部監査の結果及び意見	7
I. 契約等事務の概要について	7
1. 豊中市における契約事務について	7
II. アンケート結果の分析	7
1. アンケートの目的	7
2. アンケートの内容・対象	8
3. 分析から得られた傾向	9
III. 全庁的な監査の結果及び意見	9
1. 概要	9
2. 節：委託料の推移	10
3. 全庁的な監査の視点	11
4. 外部監査の結果及び意見の要約	12

(本報告書における記載内容の注意事項)

・金額表記

報告書に記載している委託料等の金額は、原則として消費税等込で表示している。

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

パーセンテージ等比率は表示単位未満を四捨五入している。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として豊中市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。報告書の数値等のうち、豊中市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・報告書の数値等の正確性

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

・参考文献・参考資料

地方財務研究会編集『地方財政小辞典』ぎょうせい

地方財政情報館/財政用語小辞典

新日本監査法人公会計本部[編]『国・地方自治体の会計と事業評価』中央経済社

第1章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

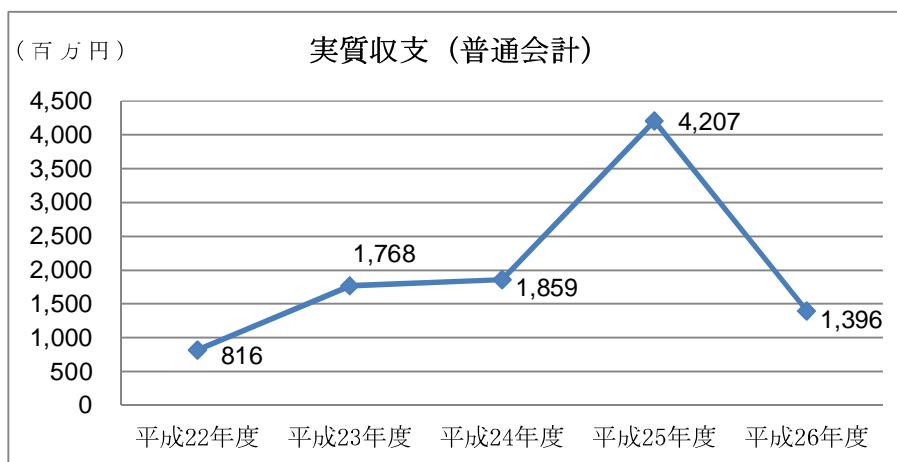
地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

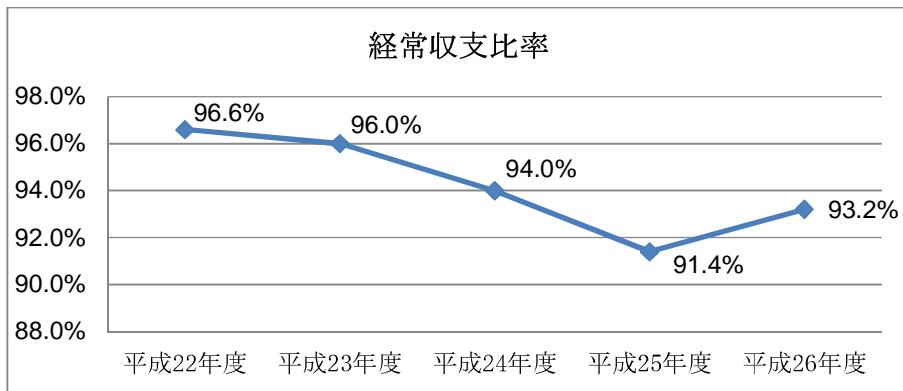
一般会計等における委託契約に係る事務の執行について

III. 事件（テーマ）を選定した理由

豊中市では、実質収支が増加し、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率も改善傾向にある。しかし今後も持続的に健全な財政を維持するために、事業の有効性向上によるサービス提供の確保と市民目線によるムダの削減は継続的な課題である。



注：平成26年度において、前年度と比較して実質収支が減少しているが、これは走井学校給食センター（23億円）や文化芸術センター（18億円）等、大型の建設事業を行っていることによる投資的経費の増加等によるものである。



加えて人口減少や少子高齢化の進展にともない、行政におけるヒト、モノ、カネといった経営資源がますます限られていくなかで、市民に必要なサービスを持続的に提供していくためには、外部資源を有効に活用していかねばならず、今後、民間との委託契約は増加していくと考えられる。

委託料は、平成 26 年度の決算ベースで 132 億円である。平成 26 年度の決算の状況（歳出節別集計表）によると、負担金補助及び交付金 906 億円、扶助費 366 億円、償還金利子及び割引料 168 億円に次いで多額であり、歳出合計 2,198 億円の 6.0% を占め、歳出額の中でも重要な金額である。また、委託契約は後述のとおり事務執行が特定部局に集約されておらず、多数の担当部局が関与しており、監査の結果について市全体への波及効果が高いと考えられる。

以上、「市民の生活に直結する事業に優先的に資源を集中し、最少の経費で最大の効果をあげる」という観点から、市の行財政改革に貢献すると考えられる委託契約を監査テーマとして選定した。

IV. 包括外部監査の対象期間

平成 26 年度

但し、必要に応じて平成 25 年度以前及び平成 27 年度の一部を含む。

V. 包括外部監査の対象となった部署

監査対象年度である平成 26 年度の歳出（委託料）を基に、契約を抽出し、監査対象部署を下表のとおりとした。実際の監査は監査実施期間である平成 27 年度の組織に対して実施しているため、後述の個別監査結果においては、平成 27 年度の組織編成に従って報告書を記載し、必要に応じて平成 26 年度の組織名を付記している。なお、「第 2 章 II. アンケート結果の分析」においては、使用した財務データが平成 26 年度であるため、平成 26 年度の組織編成に従って記載している。

平成 27 年度	平成 26 年度
人権政策課	人権文化部 人権政策室
総務部 契約検査課	総務部 契約検査室
総務部 情報政策課	情報政策室
資産活用部 施設整備課	資産活用部 施設整備課
政策企画部 広報広聴課	政策企画部 広報広聴課
都市活力部 スポーツ振興課	教育委員会事務局 スポーツ振興課
都市活力部 空港課	都市計画推進部 空港室
環境部 環境政策課	環境部 環境政策室
環境部 公園みどり推進課	環境部 公園みどり推進課
環境部 減量推進課	環境部 環境センター 減量推進課
環境部 環境業務課	環境部 環境センター 環境業務課
財務部 債権管理課	財務部 債権管理室
市民協働部 くらし支援課	市民協働部 くらしセンター 雇用労働課
健康福祉部 高齢者支援課	健康福祉部 いきいきセンター 高齢者支援課
健康福祉部 保健所 保健予防課	健康福祉部 保健所 保健予防課
健康福祉部 保健所 健康増進課	健康福祉部 保健所 地域保健課
健康福祉部 保険給付課	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課
こども未来部 こども事業課	こども未来部 保育幼稚園室
こども未来部 子育て給付課	こども未来部 保育幼稚園室
都市計画推進部 住宅課	都市計画推進部 まちづくり総務室
都市基盤部 交通政策課	都市基盤部 道路センター 道路管理課
都市基盤部 道路管理課	都市基盤部 道路センター 道路管理課
都市基盤部 道路維持課	都市基盤部 道路センター 道路維持課
都市基盤部 水路課	都市基盤部 道路センター 道路維持課（分室）
消防局 消防総務課	消防本部 消防総務室
教育委員会事務局 牛涯学習課	教育委員会事務局 地域教育振興室 青少年育成課
教育委員会事務局 読書振興課	教育委員会事務局 読書振興課
教育委員会事務局 学校教育課	教育委員会事務局 教育推進室
教育委員会事務局 学校給食課	教育委員会事務局 学校給食室

VII. 包括外部監査の方法

1. 監査の視点

(1) 合規性の視点

- 委託に関する事務は地方自治法、地方自治法施行令、豊中市が定める条例その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。

(2) 経済性、効率性、有効性等の視点

○ 事業のPDCAは行われているか

事業の目的が明確にされ、目的がよく達成されているかの確認を行っているか。その結果、必要な場合は事業手法、又は事業そのものの見直しを行っているか。効果測定のための指標は適切か。

PDCA（サイクル）：Plan-Do-Check-Action の4段階を繰り返すことによって、継続的に業務を改善すること。

○ 委託先の選定は適切に行われているか

委託先の選定に当たり、競争性・透明性の確保、機会均等及び公平性に十分配慮されているか。随意契約を採用する場合は、その理由に十分な合理性が認められるか。

○ 委託料は合理的に決められているか

委託料の算定過程は明確になっているか。委託内容に比して、委託料は合理的な水準となっているか。業務内容・量によってではなく、委託先の組織を基準として委託料を算定するなど、実質委託先への補助金となっていないか。

○ 委託業務は適切に行われているか

委託した業務内容が適切に実施されたか、実績確認を行っているか。

○ 公平性に配慮しているか

公平性、透明性、合理性に配慮して事務を執行しているか。

2. 主な監査手続

- 監査対象とした委託契約の関係部署へのヒアリングの実施
- 関係書類の閲覧・分析
- アンケート調査

VII. 包括外部監査の実施期間

自 平成 27 年 6 月 22 日 至 平成 28 年 2 月 18 日

VIII. 包括外部監査補助者

公認会計士	野呂 貴生
公認会計士	川端 修司
公認会計士	本田 真二郎
公認会計士	増田 千春
公認会計士	竹田 由梨
公認会計士	松居 志郎
公認会計士	八百 秀亮
公認会計士	崎原 崇史
公認会計士	黒澤 香
公認会計士	岡部 広大

IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の結果及び意見

I. 契約等事務の概要について

1. 豊中市における契約事務について

(1) 総務部契約検査課の役割

豊中市では、昭和 51 年に総務部に契約検査室（現 契約検査課）を契約管理部門として設置し、建設工事等特定の種別の契約については、各事務事業を実施する所管部署に代わり、全庁における契約事務を執行している（豊中市事務分掌規則第 5 条）。

また、契約検査課は、入札・契約手続の透明性、客観性、公正性等の向上にも取り組んでおり、契約全般に関するルールの策定、各契約事務を所管する部署を対象とした契約事務に関する研修のほか所管部署からの相談対応等、契約全般の統括部門としての位置づけがなされている。

(2) 契約事務

上記規定により契約検査課が分掌する契約以外については、各事務事業の所管部署が契約事務を行っている。各所管部署は、原則として平成 24 年に導入された契約検査管理支援システム（以下「契約管理システム」という。）を利用して契約手続を行っている。このシステムの利用により、マニュアルに沿った運用がなされ、各所管部署の契約事務が誤りなく統一的に処理されることが期待されている。

但し、一部の契約は現在でも契約管理システムに登録されず、別のシステム（文書管理システム）により起案し、契約締結しているものがあるなど、全ての契約事務の処理手順を統一するには至っていない。

II. アンケート結果の分析

1. アンケートの目的

今回の包括外部監査において、監査対象契約を抽出するに当たり、母集団となる委託契約の全件リストがないことが判明した。豊中市においては、平成 24 年度から契約管理システムを導入・利用しているが、このシステムに全ての契約は登録されておらず、他の手段によっても平成 27 年 4 月 1 日現在委託契約の全件リストは作成されていない。そこで、委託契約の全体像を俯瞰的に把握するために、平成 26 年度中に委託料が執行された全ての部署に対してアンケートを実施した。

2. アンケートの内容・対象

アンケートを実施するに当たり、委託契約の全件リストがないため、下記の手法で契約のリストを作成し、各契約の所管部署に確認を依頼した。

契約管理システムからデータを抽出し、所管部署が所管する委託契約が網羅されているか確認した。契約管理システムに登録されていない契約をリストに追加し、リストの合計が予算執行支援システムより出力される財務データと一致することを確認した。このリストについて、各所管部署に対し「委託契約に関するアンケート」を実施した。

アンケートでは主に、競争性が確保されているか、価格の適切性を確保する努力がされているかを概括的に把握するため、下記について質問した。

- ① 契約方法
- ② 隨意契約の根拠
- ③ プロポーザルの有無
- ④ 見積書の入手数
- ⑤ 指名業者数
- ⑥ 入札者数
- ⑦ 予定価格
- ⑧ 予定価格の積算方法
- ⑨ 予定価格の事前公表の有無
- ⑩ 契約金額
- ⑪ 委託先
- ⑫ 契約継続期間
- ⑬ 再委託の有無
- ⑭ 再委託金額
- ⑮ 支出金額

アンケート結果の数値及び金額は、各所管部署からの回答を基に集計等を行っており、回答結果の正確性については確認していない。委託件数とは、入手したアンケートのデータ 1 行を 1 件とカウントした件数であり、委託契約件数とは必ずしも一致しない。また、委託金額は、決算書の委託料の歳出額（※）であり、指定管理委託料を含んでいる。

※ アンケートで支出金額と記載された金額とは、出納閉鎖期間内の調整により若干の差額が生じている。

なお、アンケートに使用した歳出データは平成 26 年度のものであるため、平成 26 年度の組織に従って記載している。

3. 分析から得られた傾向

アンケートの分析から得られた傾向は、下記のとおりである。

- 市の委託契約の大部分を随意契約が占めており、一般競争入札は著しく少ない。
- 随意契約理由は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の理由（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）が金額でみると 9 割を占める。
- 随意契約において、第 1 号（予定価格が豊中市財務規則第 104 条に定める額を超えないとき。）の 5 割超で見積り合わせが実施されておらず（※）、第 2 号は、その性質又は目的により契約の相手方が特定される場合に限定しているにもかかわらず、複数の業者による見積り合わせが実施されているものがあるなど、随意契約を適用するうえで、問題が潜在している可能性がある。

※ 原則的には、第 1 号の随意契約では金額の妥当性を確かめるため見積り合わせを行うこととしているが、性質的には他の号が適するものであっても、金額が少額の場合には第 1 号を優先して適用することから、見積り合わせが不要な案件も含まれる。

- 予定価格を設定していない、または予定価格の積算を委託先 1 者のみの見積りや前年度実績のみを参考にしているものが件数で 7 割、金額では 6 割以上ある。
- 再委託について、適切な承認が行われているか、客観的に不明なケースが多い。

III. 全庁的な監査の結果及び意見

1. 概要

地方公共団体が厳しい財政状況の中において、安定的に公共サービスを提供していくためには地方公共団体の有する経営資源のみでは対応が困難な状況にあり、民間に委託可能なものは民間に委託し、職員は真に行政として対応しなければならない政策・課題に重点的に取り組まなければならない状況にある。こうした民間活力を活かした効果的、効率的な公共サービスの提供が不可避な状況である。

国においても「地方公共団体における行財政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日総務省）において「公共サービス改革」として民間委託等の見直しを実施するよう求めている。また直近では平成 27 年 6 月 30 日に閣

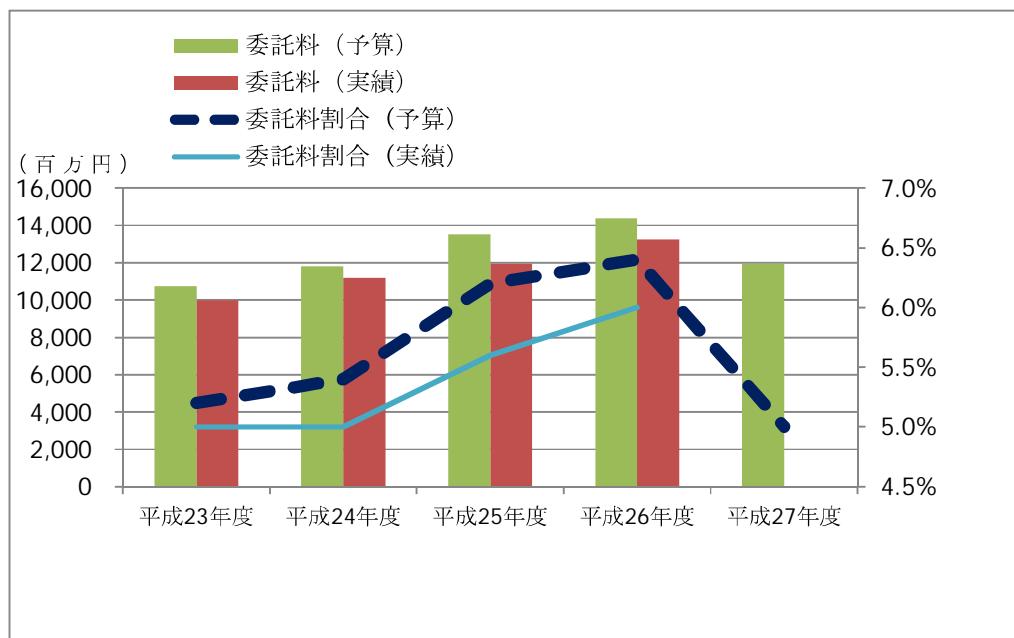
議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等を受け、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（平成 27 年 8 月 28 日総務省）が示され、地方行政サービス改革の推進に関する主要事項として民間委託等の推進等が掲げられ、今後においても民間委託等の積極的な活用による業務改革の推進が望まれている。

2. 節：委託料の推移

豊中市における委託料の推移は下表のとおりである。委託料は予算・実績とともに増加傾向にあり、市の歳出に占める割合も年々増加している。

委託料等の推移 (千円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
歳出（予算）	206,506,348	219,899,384	219,395,778	225,940,062	240,265,506
歳出（実績）	200,258,316	223,796,276	214,659,531	219,870,416	—
委託料（予算）	10,755,356	11,796,118	13,503,953	14,372,799	11,935,614
委託料（実績）	9,995,714	11,202,452	11,958,701	13,256,077	—
委託料割合（予算）	5.2%	5.4%	6.2%	6.4%	5.0%
委託料割合（実績）	5.0%	5.0%	5.6%	6.0%	—



注) 平成 27 年度の委託料（予算）が平成 26 年度の委託料（予算）に比して減少しているのは、民間保育所費の保育所入所委託料が制度改正により平成 27 年度から扶助費に計上されることになったためであり、実質は 4 億 5,268 万円増加している。（平成 26 年度保育所入所委託料（予算）：28 億 8,986 万円、平成 27 年度保育所入所委託料（予算）（扶助費計上）：31 億 4,349 万円）

豊中市においては、「平成 27 年度行財政運営方針」で「公民役割分担の最適化」を掲げ、「公共サービスについて、民間活力の導入、市民・地域との連携・協働、事業の民営化など、事業実施手法の見直しを行い、公民の役割分担の最適化を積極的に進めていくものとする。」とされている。

依然として厳しい地方財政の状況、ヒト・モノ・カネといった経営資源は制約がますます強まっている一方で、少子高齢化等を背景とした公共サービス需要は確実に増加していくと見込まれている。このような状況下で、経営資源を最大限に活用し、高レベルの公共サービスを維持し、効果的、効率的に提供していくためには、外部資源の積極的な有効活用は今後も重要な課題である。

3. 全庁的な監査の視点

豊中市の委託契約に関する事務は、原則、各事業を所管する部署が行っているが、一部の契約種別については総務部契約検査課が契約事務を行っている（「豊中市事務分掌規則第 5 条 契約検査課」）。このように委託契約では、一部は集権的、一部は分権的に各部署が契約事務に携わっているなかで、統制が十分には機能していない可能性もあるため、ここに焦点をあて、監査を実施することで新たな視点を提供できるものと考えた。

委託の対象となる様々なサービスについては、民間事業者に委託することで、より幅広い経験やノウハウ、創意工夫を取り入れができる可能性、より低コストを実現できる可能性など、様々なメリットを生む可能性があることや、「民にできることは民で」「公共サービスへの民間活力の導入」の視点から、民間への委託契約は件数、金額ともに増加する傾向にある。このことは、国及び豊中市の方針とも一致している。一方で、委託することによりかえって管理コストがかさむなど全体として非効率になってはいないか、過剰な管理を行うことで、民間のノウハウや創意工夫を活かし切れていないケースはないか、反対に管理が不十分で委託者と受託者の間で馴れ合いが生まれ、それが実害につながるケースはないか、委託業務の手法は見直され、最適化する仕組みがあるか、など様々な視点から、課題が発見される場合もある。

これらの視点で監査を行うため、対象とする部署は広範囲に設定することとし、平成 26 年度の歳出における委託料から一定の基準で委託契約を抽出した。抽出した契約については、事業の視点で検討を加えるため、所管部署への質問、契約書等関係書類の閲覧等により検討を加え、あわせて合規性のチェックを行い、個別の契約に対する監査結果を形成した。

更に、個々の委託契約から発見された個別具体的な問題点のうち、全庁的な視点での検討が必要な課題については、契約に関する統括部門であり、総合調整機能を担う契約検査課に対し、ヒアリングを行った。

一方で、豊中市における全庁的な傾向を捉えるため、委託契約に関するアンケートを実施している。

これらの手続の結果、把握された現状及び課題について、全庁的な課題、個別具体的な課題に分けて整理する（4. 外部監査の結果及び意見の要約の項を参照。）。

4. 外部監査の結果及び意見の要約

平成 26 年度の包括外部監査を実施した結果及び意見は下表のとおりである。個別の内容の詳細については、各所管部署に記載しているため、当該事項の本文を参照されたい。

監査の「結果」 法令、条例、規則等に違反している事項

監査の「意見」 「結果」以外で改善・検討を求める事項

監査の結果・意見の一覧

No	契約・業務・事業名 監査の結果又は意見	本文該当頁
アンケート		
1	第 1 号随意契約に要する見積り合わせの不備のチェック 【意見】 第 1 号随意契約では、原則、複数の者からの見積りを要するにもかかわらず、5 割超で見積り合わせが実施されていないことは手続不備の可能性がある。 性質的には他の号に適するが、少額につき、第 1 号を優先適用しているケースもあるため、見積り合わせが実施されていない契約のすべてが手続不備であるとは言えないが、各課はこの点について、問題がないか再点検されたい。	30

	第2号随意契約方式採用の適切性 【意見】	
2	<p>市では、契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される場合（すなわち、その業務を行える業者が他に存在しない場合）に限り、第2号を適用することとしている。このルールを踏まえると、第2号随意契約の27件において、複数業者からの見積りを微取できていることは不自然であり、随意契約が不適切であった可能性がある。</p> <p>各課はこの点について、再点検されたい。</p>	31
契約全般		
	契約管理システムの更なる有効活用 【意見】	
3	<p>平成24年度に契約管理システムが導入された。</p> <p>システム導入後3年が経過しているが、登録したデータを十分に活用できていないため、課題を整理し、契約状況の分析や契約事務に係る仕組みづくりに活かされるよう、運用の見直しを検討されたい。</p>	42
	委託契約全般の統制、管理、事後チェックの必要性 【意見】	
4	<p>契約検査課は、契約全般に関して全庁的な課題があれば、その企画・調整を行い、各種ガイドラインの策定、研修による周知、各所管部署からの相談対応などを行っている。一方、多くの委託契約は各事業を所管する部署内で契約事務を執り行っている。このような現状において、各所管部署によって独自の解釈や規程類の適用誤り、運用のばらつきが見られた。</p> <p>契約管理システムの情報を活用するなどして、契約検査課が契約全般の企画・調整機能をより強化することが望ましい。</p>	47
	単価契約の決裁基準の整理 【意見】	
5	<p>各所管部署が締結した単価契約において、単価に基づき決裁権者を適用している事例が見受けられたが、契約締結時に想定される年間の執行見込額を基準にすべきと考えられる。</p> <p>単価契約締結の決裁権者が部署によって異なる現状については、事務決裁規程が分かりにくくことも原因の一つと考えられるため、事務決裁規程において単価契約の決裁者をより分かりやすい規定に改正するとともに、庁内へ周知徹底されたい。</p>	47

6	<p>再委託に関するルールの整備 【意見】</p> <p>契約上再委託の事前承認が必要とされているにもかかわらず、再委託の有無を確認していないケースや、承認の趣旨を理解しないまま、再委託を受け入れているケースが散見された。再委託の事前承認を必要とするケースを整理する、事前承認を必要とする趣旨や範囲を庁内に周知する、そして業務にあたって事務の実効性を補助するような確認のための雛形を配布するなど、指導的機能を果たすことが求められる。</p>	48
7	<p>指定管理者に対する保証金の徴収 【意見】</p> <p>指定管理業務の法的性質が私法上の「契約」ではなく公法上の「行政処分」であるため、地方自治法施行令上の契約保証金に関する規定が適用されないという判断から、契約保証金を徴収していない。</p> <p>指定管理業務は市民サービスに直結し、かつ大きな影響を与えるものであるため、リスク管理を徹底すべきであり、契約同様に履行を保証する代替手段を設けることが望ましい。</p>	48

所管部署	No	契約・業務・事業名 監査の結果又は意見	
人権政策課	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ管理運営業務		
8	指定管理委託料の積算 【意見】 <p>エトレ豊中の5階と6階は、各設置目的に合致した利用が主となっているが、市民から見れば、いずれも個々人の違いや多様性を尊重する見地から、施設の相互利用促進を制限する理由はない。現在でも、場合によっては各設置目的を超えた使用を許可しているが、今後は両施設の相互利用をさらに効果的、積極的に進めることにより、市民の利便性の向上とともに一層運営を合理化できる余地がないのか、検討されたい。</p> <p>また、活動実態に関しては、市民から見れば、効果に対して合理的なコストであることが望まれる。指定管理委託料は、既存の出資団体を前提に積算するのではなく、当該施設で達成すべき効果から割り出した必要工数を積算して事業実施に必要な配置人員を決定し、予定価格を設定するよう検討されたい。</p>		72
9	効果測定の指標 【意見】 <p>他に競争者がいないため、男女財団の過去の実績による運営コストを基礎とした指定管理委託料となっている実態を前提にすれば、市民のニーズに合った事業効果が得られているか、それに見合った費用であるかについては、より一層厳格な検証が必要である。アウトプットだけでなく、市民ニーズにどれだけこたえることができたかの効果を測るアウトカム指標を設定されたい。</p> <p>そのうえで、常に変化する社会環境や市民ニーズを真に捉え、求められる機能を果たし得ているか、指定管理委託料の水準は適切か、市民サービスの内容や方法を変える必要はないかなど、事業を評価するに相応しい効果指標を設定し、評価されたい。</p>		74
10	特定の団体に対する使用料の免除 【意見】 <p>特別の理由が認められるとして、特定の社会活動団体がすてっぷを利用する際には、常に使用料を免除している。</p> <p>すてっぷ登録団体制度における他の登録団体が男女共同参画目的で使用する場合、月2回までしか使用料を免除されないことと比</p>		75

		較して公平性に欠けるため、整合性を図られたい。	
	11	事業報告書における指定管理業務協定書に基づく自主事業の明瞭な表示 【意見】 事業計画書には自主事業に係る実施計画書及び収支予算書、事業報告書には自主事業の実施状況及び経費の収支状況の記載が求められている。しかし、男女財団は、これらの書類に指定管理業務以外に実施した事業に係る計画及び実施状況と混同する記載をしているため、男女財団がすべてっぷで実施する自主事業の収支が不明確である。 協定書に基づき、指定管理業務協定書に基づく自主事業の計画及び収支を記載するよう求められたい。	75
	12	再委託手続の適正化 【意見】 すべてっぷの指定管理業務を行うに当たり第三者委託の承認申請をしているが、業務名と委託先の名称のみ記載し、再委託の金額や再委託の業務の範囲等は記載していない。再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請を入手されたい。	75
総務部 情報政策課	13	複数契約 再委託手続の適正化 【意見】 再委託先の会社名のみ記載された業務従事者承諾書を入手することで足りるとして、再委託の承諾を行っていない。再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請を入手されたい。	79
	14	再委託手続の不備 【結果】 業務従事者承諾書すら入手していない。再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請の入手を徹底する必要がある。	79
	15	契約書の記載誤り 【結果】 契約書上、契約保証金免除の根拠条文が誤っていた。	79
	16	予定価格変更手続の誤り 【結果】 予定価格を変更する場合、予定価格等設定伺を再度起案し、決裁を得る運用が行われているが、変更に係る起案が作成されていなかった。	79
	17	随意契約理由の根拠不足 【意見】 システム改修に係る委託契約において、導入業者と契約した場合には開発期間の短縮や経費の節減が期待されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と	79

	<p>認められるとき。」に該当するとして、随意契約を行っているが、競争入札を行った場合にどの程度不利になるかが不明確で、理由の説明としては不十分である。</p> <p>第6号を理由として随意契約するのであれば、不利である具体的理由を随意契約理由書に記載されたい。</p>	
18	<p>長期継続契約に係る決裁権者に関するルールの整理 【意見】</p> <p>豊中市事務決裁規程では、「契約1件当たりの金額」で決裁権者を定めているが、長期継続契約の場合は別途通知により、年額（12か月分の金額）で決裁者を決定するという運用が行われている。</p> <p>実際には、多くの場合、年額での意思決定であっても、結果的に総額の執行を意思決定したのとほぼ同様の効果が発現するため、決裁権者に関する運用を変更する必要がないか再検討されたい。</p>	80
「広報とよなか」企画編集制作業務		
19	<p>再委託手続の不備 【結果】</p> <p>再委託の事前承認の届けがないことをもって再委託はないものとしていたが、今回、改めて委託先に再委託の有無を確認したところ、再委託をしていることが判明した。</p> <p>現状において豊中市では、市の直接の契約先が別の業者に委託する場合の全てを「再委託」と定義しているため、再委託の全てについて事前承認が必要となる。</p>	82
豊中市広報番組制作・放送業務		
20	<p>ケーブルテレビによる情報発信の効果検証 【意見】</p> <p>情報伝達手段が多様化し、制作維持費が増加する中で、番組制作本数や放送回数等、アウトプット指標は実績管理しているが、現在市民がどれほどケーブルテレビによる情報発信を利用し、必要としているか、他の手段と比べたときにケーブルテレビを媒体とする優位性はどうか、などのアウトカム（成果）指標については確認していない。</p> <p>今後は、映像媒体の活用のあり方について、時代の流れに応じて、多様な情報伝達手段の中で適切な資源配分や転換を行われたい。</p>	84

都市活力部 スポーツ振興課	豊中市立体育施設の管理運営業務			
	21	指定管理者に対する保証金の徴収 【意見】	90	
		<p>指定管理業務の法的性質が私法上の「契約」ではなく公法上の「行政処分」であるため、地方自治法施行令上の契約保証金に関する規定が適用されないという判断から、契約保証金を徴収していない。</p> <p>指定管理業務は市民サービスに直結し、かつ大きな影響を与えるものであるため、リスク管理を徹底すべきであり、契約同様に履行を保証する代替手段を設けることが望ましい。</p>		
環境部 環境政策課	豊中市ふれあい緑地球技上芝生管理・巡回業務			
	22	履行保証保険の加入漏れ 【結果】	91	
		<p>契約書上、履行保証保険により契約保証金を免除する旨の記載があったにもかかわらず、履行保証保険へは加入していなかった。所管部署もその事実を看過しており、契約手続に不備があった。</p>		
環境部 環境政策課	23	指名業者の選定根拠の明確化 【意見】	92	
		<p>指名業者の選定方法について、具体的な選定根拠が資料として残されておらず、当該業務の取扱いができると考えられる業者を全て指名して競争性が適正に確保されたかどうかが不明である。一般競争入札としない根拠や指名方法の適正性を明確にしておくために、指名業者の選定方法・根拠について明示されたい。</p>		
豊中市立環境交流センター管理運営業務				
環境部 環境政策課	指定管理者選考における要検討事項 【意見】			
	24	<p>① 募集要項の明確化</p> <p>環境交流センター指定管理者候補者の選定における一次審査（審査）において、各応募者から提出された指定管理委託料の提案額の積算根拠に、一部ばらつきが見受けられた。</p> <p>公平・公正な審査を行うにあたっては、誤解を生じないような募集要項を作成されたい。</p> <p>② 審査の経過に関する記録及び資料の保管について</p> <p>採点結果の妥当性や評価根拠を示すことができるよう、議事録や関連資料の作成を適切に行われたい。</p>	95	

ふれあい緑地（1.5街区）協働管理委託業務		
環境部 公園みどり推進課	25	<p>委託料の適切な見直し 【意見】</p> <p>市は随意契約により公園管理業務を委託先に委託しているが、市が委託先に支払っている委託料の金額は、委託先が実際に支出した委託対象事業費を大幅に上回っている。</p> <p>これは、企画書に基づく市の負担範囲を超えており、実質的には委託先に対する助成となっていると考えられる。企画書の趣旨に沿えば、市が支払う委託料は、委託先が協働管理委託業務を実施するために支出した費用の範囲内とすべきであり、委託料の見直しを検討されたい。</p>
環境部 減量推進課	99	
し尿収集運搬業務		
環境部 減量推進課	26	<p>委託料の適切な見直し 【意見】</p> <p>昭和58年以来同一の相手先と随意契約を続けており、し尿処理量は年々減少しているが、委託料はそれほど変化していない。他に委託業者が存在しないため、随意契約はやむを得ないとしても、契約金額や事業実施方法については市が自ら検証する必要がある（PDCAの必要性）。</p> <p>委託料に変化がない主な要因は、予定価格積算方法の見直しを行っていないこと及び予定価格を参考に同社との随意契約の中で前契約を基準としてほぼ同水準で両者の話し合いにより契約額が決定されてきたことによる。</p> <p>次期契約締結時にあたっては、他市の処理単価（処理量や件数）等と比較したうえで、現在の委託料の算出方法が適切か、見直しも含めた検討を行われたい。</p>
102		
27	103	<p>適切な書類の保存 【意見】</p> <p>同契約において、業務開始当初の契約金額積算の前提・考え方や、過去に見直しが行われたか等に関する情報が引き継がれていないため、ほぼ前回契約を踏襲しているとのことであった。時代の変化に伴い、実情に応じて必要な検討を行い、改定を行っていくためにも、引継ぎが必要な資料が引き継がれていないことは問題である。</p> <p>財務規則上の書類保存期限は一般的なルールを示しているにすぎない。個々の業務で必要な書類は、一般的な保管期限を過ぎても適切に引き継がれるよう、それぞれの所管部署で適切な取り扱いを定められたい。</p>

粗大ごみ等受付業務		
28	随意契約に関する財務規則適用誤り 【結果】 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定は予定価格総額について適用すべきであり、処理業務1件当たりの契約単価が少額であることを理由に随意契約の方法を採用することは適切ではなく、プロポーザル、入札等、適切な契約方法を選択する必要がある。	105
29	見積り合わせに関する財務規則適用誤り 【結果】 第1号による随意契約を行う場合には、価格に競争性が働くため、見積り合わせ等により、価格の適正性に対し、検証を加えることが必要である。	106
豊中市電話催告等業務		
30	随意契約理由の根拠不足 【意見】 当委託契約については、詳細なマニュアルに基づき業務が実施され、同業務を提供できる事業者が市場に唯一とは考えられず、その性質又は目的が競争入札に適さないものと判断できる明確な理由はない。 一般競争入札やプロポーザルによる随意契約等に基づき委託契約を締結できないかについて、検討することが望ましい。	109
住宅支援給付事業		
31	委託料の適切な見直し 【意見】 住宅等困窮離職者に直接支給される住宅手当に対し、委託先が受け取る間接事務コストとしての委託料の方が、平成24年度から総額で大きいという逆転現象が生じ、支援者一人当たりに換算してみると平成26年度には3.6倍になっている。委託先が唯一豊中市社会福祉協議会であるなか、委託料は組織の人員体制を基準に算定される傾向があり、事業遂行に必要なコストとしてのシビアな見直しが十分であったとは言えない。 支援費と委託料のバランスに配慮して、限られた資金をより有効に生かし、市民への説明責任を果たせるよう、事業の効率的な運営のほか、事業全体の実績を踏まえた委託料の算出について検討されたい。	112

生活困窮者自立支援促進モデル事業			
	32	訓練実績と相関関係がない委託料の額 【意見】 生活困窮者の就業支援という目的に照らして、訓練・実習への参加人数（成果）と、委託費の額（費用）に合理的な相関関係がない。 今後、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業として実施するにあたっては、受け入れ可能な事業者を地域に増やしていくことが解決策の一つとして考えられる。 また、委託内容に応じた経費の単価設定やコンペ又はプロポーザルの実施の可能性についても検討されたい。	114
	33	訓練実施実績のPDCA 【意見】 当事業は8団体に委託しているが、訓練実施の実績は大きく異なり、同じように公費を投入して少ない効果しか得られなかつた委託先もあった。そういう中で、事業全体としては一定数の就職困難者を受入れ、訓練・実習の機会を提供したことでの成果があつたものと評価されている。 今後の展開に当たっては、よりきめ細かな事業毎の実施内容及び手法の改善に取り組むことが求められる。	115
くらし再建パーソナルサポートセンター事業			
	34	随意契約理由の根拠不足 【意見】 前回の事業実施者というだけでは随意契約の理由としては不足している。契約金額の規模からしても、コンペ又はプロポーザルの実施を検討されたい。	117
起業支援型地域雇用創造事業			
	35	契約保証金の免除規定の適切な記載 【意見】 「契約決議書」に添付されている「契約保証金免除理由書」には、リスク管理の観点で適切な記載を行われたい。	119
豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業			
健康福祉部 高齢者支援課	36	事業者の選定方法の見直し 【意見】 競争性のある契約方法の採用も可能であり、仮に、他に適切な事業者が存在しないという判断から随意契約を続けるとしても、少なくとも当該事業を4法人に限定して随意契約を行う合理性はない。 事業目的の達成のために随意契約によることの妥当性について改めて検証を行うとともに、公平性や透明性の観点から事業者の選定方法について再検討されたい。	122

		契約書の記載誤り 【結果】	
37		契約書の作成過程で文言誤りが発見・修正されていない。決裁過程におけるチェックに問題がある。	122
豊中市介護予防二次予防事業通所型介護予防事業			
		プロポーザル提案額を考慮しない配点方法 【意見】	
38		<p>プロポーザル型コンペにおいては、金額以外の要素が重視されるものの、見積金額差が一切、得点差として反映されないような採点方法は異例である。</p> <p>プロポーザル型コンペを実施する際において、提案金額からも一定の得点差が生じるような採点方法が望ましい。</p>	124
豊中市高齢者ふれあい入浴事業			
		事業実績の確認方法の検証 【意見】	
39		<p>委託料支払いの基礎となる事業実績報告書に記載される入浴者数は補助対象上限がないにもかかわらず、数値の正確性が検証されていない。</p> <p>入浴者数は委託料の支払に直結することから、入浴者数の検証方法について検討されたい。</p>	125
平成 26 年度定期予防接種業務			
健康福祉部 保健所健康増進課		近隣市町との相互乗り入れに係る精算 【意見】	
	40	<p>予防接種の相互乗り入れは市民の利便性を向上させ、公衆衛生の向上及び増進に寄与するという目的にかなったものであるが、豊中市においては他市町民の接種を受け入れる方が多く、平成 26 年度では年間 20 百万円程度、委託費用を持ち出ししていることになる。これは試算に過ぎないが、毎年同様の負担超過が続いているようであれば、市民にとっては何らかの形で精算すべき、ということになるのではないか。自治体間の調整が必要になるため、毎年のデータを提示したうえでルールを作成し、近似値の概算額で精算するなどの方策を検討されたい。</p>	129
		単価契約への決裁規程の適用誤り 【結果】	
	41	契約単価ではなく、総額予算に着目して、誤りなく規程を適用すべきである。	130

豊中市立庄内保健センター診療業務		
42	薬剤管理の不備 【結果】 薬剤については横流しや誤使用のリスクがあり、在庫の管理、確認は重要である。日々の出入りから本来書面で管理すべきものであり、在庫表を作成し、しかるべき管理者による確認も必要である。在庫管理及び実地棚卸のルールを策定し、それに沿った運用を行うべきである。	131
豊中市国民健康保険 1日総合健康診断業務及び脳ドック検診業務		
43	契約医療機関の選定 【意見】 市内の医療機関全てに契約の意向が確認できていない中で、特定の医療機関とのみ長年にわたり随意契約を続けていることは、契約相手方選定の透明性に問題がある。平成 26 年度で最も受診者の多い医療機関は 1,821 人であったが、最も少ない医療機関では 0 人である。 今後、契約医療機関の選定において、契約先を取捨選択するのであれば、利用実績も勘案して、既存の契約先に対する継続契約の是非についても検討されたい。	135
44	国民健康保険人間ドック助成制度 【意見】 当事業は、近年、事業費が増加傾向にあり、平成 24 年度から 26 年度では 2 割増加している。助成の内容は自治体によってばらつきがあり、関西 2 府 6 県の中核市の中では豊中市は比較的手厚い助成を行っている。 事業費が増加傾向にあり、その財源は被保険者から徴収する保険料であることから、検診による成果や他の保健事業との優先度、他の保険者の助成状況も鑑みた上で、保険者として助成制度を検討することが望ましい。	136
45	単価契約への決裁規程の適用誤り 【結果】 単価ではなく、契約総額で決裁権者を判断する必要があり、規程の適用誤りである。	136
46	再委託の状況確認 【意見】 再委託承認の申し出がないことから、消極的に再委託はないものとし、再委託の有無について特に確認は行っていない。 当該業務は毎年 1、2 月頃に来年度の契約の可否及び検診項目・金額等についての確認を行っているため、その中で再委託の状況に	137

		ついても確認することが望ましい。	
こども未来部 こども事業課	業務委託（民間保育所入所委託）		
47	社会福祉法人との契約における契約書の未作成 【意見】 学校法人及び宗教法人とは契約書を締結しているが、社会福祉法人との間では契約書が作成されていなかった。規定に基づき契約書の作成が省略されているが、契約行為を行う際は、契約書を極力作成し、法的関係を明文化すべきである。当該規定が適用されるべき範囲については、市として考え方を整理されたい。		140
48	決裁権限に関する規程の整理 【意見】 学校法人等との契約について、契約決議書上豊中市事務決裁規程の別表8（2）を適用することが妥当と判断して決裁を得ている。契約の内容を鑑みると民間保育所における保育の委託は「事務・事業の委託」に該当すると考えられ、同規程の第9条第13号又は別表6（3）を適用する方がより適切であったと解される。		141
49	契約保証金の徴収 【意見】 契約保証金は、保育単価ではなく、委託料総額に基づき徴収すべきである。 新設の園について、初年度は3号の契約保証金免除規定に該当しない場合もあるため、契約保証金の徴収が必要となることに留意されたい。		142
50	調理業務の第三者委託に関する契約内容の確認が不十分 【意見】 調理業務を委託している6園のうち5園は有事の際の業務代行者を設定しているのに対し、残りの1園は設定していない。 実態を確認し、現在未設定の1園に対し、他の5園と同様の対応を求めることが必要か検討されたい。		143
51	保育所運営費（委託料）の精算誤り 【結果】 精算資料の作成誤り（交付済み額の集計誤り）による保育所運営費の支給不足や超過支給があった。 保育所運営費の精算を適正に実施するため、精算資料の作成時に実際の交付済み額との照合作業も実施るべきである。		143
	業務委託（家庭保育所入所委託）		
52	家庭保育所との契約における契約書の未作成 【意見】 家庭保育所への業務委託について契約書を締結していない。責任の所在を含め契約内容を互いに明確にし認識を共有しておくため、		145

		民間保育所と同様、契約書を締結することの要否を検討されたい。	
都市計画推進部 住宅課	市営西谷住宅ほか 25 施設（計 2,378 戸）及びこれらの共同施設の管理運営		
53	指定管理委託料における修繕費の取扱い 【意見】 当該業務に係る収支は 2 年連続で 25 百万円以上の剰余金が発生しており、これは空家修繕費、一般修繕費と人件費の各支出項目が予算を大幅に下回ったことが要因である。修繕を行うための予算を与えているにもかかわらず、適切な時期に適切な修繕を実施しなければ、次期の指定管理者に隠れ債務を引き継ぐ可能性がある。 修繕費等、指定管理者に執行義務が課されている費目において余剰が発生した場合は、次年度に繰り越し、一定期間後には精算する、又は毎年度精算して返還する等の取り扱いを協定書で定めることの要否について検討されたい。		148
都市基盤部 交通政策課	放置自転車等一括業務		
54	誓約書の提出に係る指導の不備 【結果】 受注者及び再委託先から暴力団等排除措置要綱で必要とされている誓約書を徴していなかった。		150
55	不適切な契約書日付の記載 【結果】 当該契約に係る見積書提出日は平成 26 年 2 月 4 日、契約決議書の起票年月日が平成 26 年 3 月 3 日であるにもかかわらず、契約書の締結日付が平成 25 年 12 月 18 日となっていた。		151
都市基盤部 水路課	平成 26 年度市内一円道路清掃業務		
56	産業廃棄物収集運搬・処分業務の再委託 【意見】 清掃業務において生じる産業廃棄物は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、市が排出事業者であり、本件に関わる産業廃棄物の収集運搬・処分業者とそれぞれ委託契約を締結する必要がある。		153

豊中市立青少年自然の家管理運営業務		
教育委員会事務局 生涯学習課		
	57	<p>現金収入管理の不備 【意見】</p> <p>使用料の収納方法について、条例には前納が明記されているが、実際には退所時当日に支払いが行われている（後納）。現状の統制方法では、市に現金振り込みされた額を市の収納すべき額としているのみであり、実際に収納すべき金額が確実に収納されているかが確認できていない。現地では宿泊費以外に食費や物販、シーツ代、冷暖房代など、現金収納を種々行っているが、同様に、統制が不十分なまま長年業務を行っている。</p> <p>市の他の施設、他の自治体の同種施設等の情報を参考に、施設に合った統制を考案する必要がある。</p>
	58	<p>簿外処理されている現金 【意見】</p> <p>利用者から徴収する給食費収入や材料費運搬費などの費用は実費相殺と解釈して、収支報告書には記載されず、帳簿外で処理されている。市はこれらの現金収入・費用について管理しておらず、現在の料金設定が適切かどうかも把握していない。公の施設を利用して現金を収納する以上、それらの収支を明確にするためにも、収支報告書に収入と支出の総額を計上することが望ましい。</p> <p>現金取り扱いの内部統制の面からも不正が発生しやすく危険であるため、他にも簿外で処理されている現金がある場合には、同様に帳簿で収支を明確に管理するよう指導されたい。</p>
	59	<p>主催事業の実施による余剰金の発生とその処理 【意見】</p> <p>市は、青少年自然の家の青少年健全育成という設置目的を踏まえて施設の効用を一層高めるために、主催事業の実施を求めている。これらの主催事業で、平成22～26年の5年間の指定管理期間において発生した余剰金の合計は2,134千円である。</p> <p>現在のところ、主催事業は指定管理者の自主事業でないと考えられていることから、当該事業に要する経費に充当する額を差し引いた額は市の納入とすべきである。自主事業の範囲を整理し、それに応じた手続を実施されたい。</p>
	60	<p>適切な備品管理の推進 【意見】</p> <p>貸与中の物品は散逸しやすいため、所有者を明確にして現品帳簿の管理を明確にし、現物と定期的に照合して、適正な備品管理を行われたい。</p>

豊中市立岡町図書館総合管理業務委託 他		
教育委員会事務局 読書振興課	61	契約締結時に必要な書類の不備 【結果】 契約締結時に提出が義務付けられているにもかかわらず、入手できていない書類があった。
	62	決裁規程の適用誤り 【結果】 事務手続における決裁者が事務決裁規程上の決裁権者ではなかった。
豊中市立小中学校における外国人英語指導助手派遣事業委託		
教育委員会事務局 学校教育課	63	AET の配置 【意見】 それぞれ学級数の異なる中学校区に対し、均一に各 1 名の AET を配置しているため、AET 1 人当たりの英語授業数は 88 コマから 319 コマまで、3 倍以上の開きがある。AET の配置に配慮されたい。
	64	公募型プロポーザル方式による業者選定 【意見】 当該業務は「英語学習におけるリスニング、スピーキング、リーディング等の指導を通じて児童生徒の英語学習能力の向上と実践的コミュニケーション能力を養うことを目的。」としていることから、単なるネイティブスピーカーを人材派遣することではなく、目的を達成するための授業支援等の内容やより良いやり方について、業者によって異なる提案や工夫、ノウハウがある可能性がある。現在は競争入札で委託先を決定しているが、公募型プロポーザル方式を導入することも検討されたい。
	65	決裁規程の適用誤り 【結果】 各事務手続における決裁者が、事務決裁規程上の決裁権者である教育監ではなかった。

教育委員会事務局 学校給食課	学校給食搬送業務委託契約		
	66	随意契約理由の記載誤り 【結果】 「契約決議書」と「随意契約理由書」の随意契約理由の記載が一致していなかった。	170
	67	契約保証金の免除規定の記載漏れ 【結果】 「契約決議書」上、契約保証金の免除規定についての記載が漏れていた。	170
	68	契約金額の妥当性の検証 【意見】 当該契約においては、委託先から徴収した見積書に基づく金額を予定価格としており、複数の業者からの見積書徴収や、所管部署での積算は実施されておらず、予定価格と契約金額は同額である。当初入札時の平成17年度と比較しても、契約金額は+1.75%しか変動しておらず、長年にわたり同一の相手先と随意契約を続けているために、価格が硬直的になっている可能性がある。 平成30年度を目途に一般競争入札で委託先を選定する予定であり、それに向けて予定価格を適切に算出するため、現在の委託金額が妥当であるかについての検証を実施されたい。	171
	69	車両燃料費の契約上の取扱い 【意見】 車両の燃料費は市況により価格変動が大きいことが想定されるため、契約金額が実態から乖離しないよう、固定契約ではなく変動契約とすることを検討されたい。	171
	豊中市中学校給食調理業務委託（A ブロック）		
70	中学校給食の喫食率の改善 【意見】 平成26年度は喫食率（給食を食べる生徒の割合）50%を目標に掲げているが、現在多くの中学校において10%以下と目標を大きく下回る水準で推移している。		173
	中学校給食の導入を推進する国の方針を鑑み、また市として費用対効果の面からも、他の自治体での取り組みも参考にしながら効果的な運用に努められたい。		173
71	給食材料費の契約上の取扱い 【意見】 市から支払われた給食材料費と委託先が実際に支払った給食材料費には差が生じることがあり、野菜等天候不順により価格変動が大きかった場合には、その差が多額となる可能性がある。現に、当該契約では744千円委託先の赤字となっていた。給食の安定的		173

	な供給を確保するため、委託先の財務面での負担を必要以上に強いないよう、委託先と協議し中学校給食を安全で持続可能な事業として構築するための対応策を検討されたい。	
豊中市中学校給食支援システム運用業務委託（A ブロック）		
72	契約保証金の免除規定の記載漏れ 【結果】 「契約決議書」上、契約保証金の免除規定についての記載が漏れていた。	175
	計 結果 20 件 意見 52 件	

個別の契約等に関する監査の結果及び意見を類型別に分類すると次のとおりである。

手続上の問題があるもの

問題の類型	結果/ 意見	監査の結果又は意見
① 履行確認に不十分な点があるもの	意見	39, 57, 59
② 現物管理に問題があるもの	結果	42,
	意見	58, 60
③ 再委託の承認に不備、または改善の余地があるもの	結果	14, 19
	意見	12, 13, 46, 56
④ 契約保証金の徴収漏れ等	結果	22
	意見	49
⑤ 決裁規程の適用誤り、または改善の余地があるもの	結果	41, 45, 62, 65
	意見	18, 48
⑥ 契約書の未作成	意見	47, 52
⑦ その他書類の記載誤り、不備等	結果	15, 37, 55, 61, 66, 67, 72
	意見	17, 35
⑧ その他事務手続上の誤り、不備等	結果	16, 29, 51, 54
	意見	11, 27, 50

事業に改善の余地があるもの

問題の類型	結果/ 意見	監査の結果又は意見
⑨ 隨意契約の妥当性を検討し、受注機会を拡大すべきもの	結果	28
	意見	30, 34, 36
⑩ 経済的合理性の観点から検討の余地があるもの	意見	8, 25, 26, 31, 32, 38, 40, 53, 68, 69
⑪ 効果検証の実施、効果測定指標のよりよい設定等を目指すべきもの	意見	9, 20, 44
⑫ より効果的な事業の実施を模索すべきもの	意見	33, 63, 64, 70, 71
⑬ 公平性、透明性の観点で課題があるもの	意見	10, 23, 24, 43
⑭ 指定管理における履行の確保について	意見	21

以上